

－ 子ども・子育て支援新制度施行に伴う －
「保育料」及び「すこやか子育て支援事業」について

来年度からスタートする新制度での「園児募集」のため、議会へ別紙のとおり説明を行い、理解をいただいたので、子ども子育て会議へ報告します。

記

- ① 新制度に基づく「保育料(案)」を市民へ提示することについて
- ② すこやか子育て支援事業の拡大(案)を市民へ提示することについて
- ③ 公立幼稚園の「保育料(案)」等を市民へ提示することについて

【資料 1】－こども未来課分－

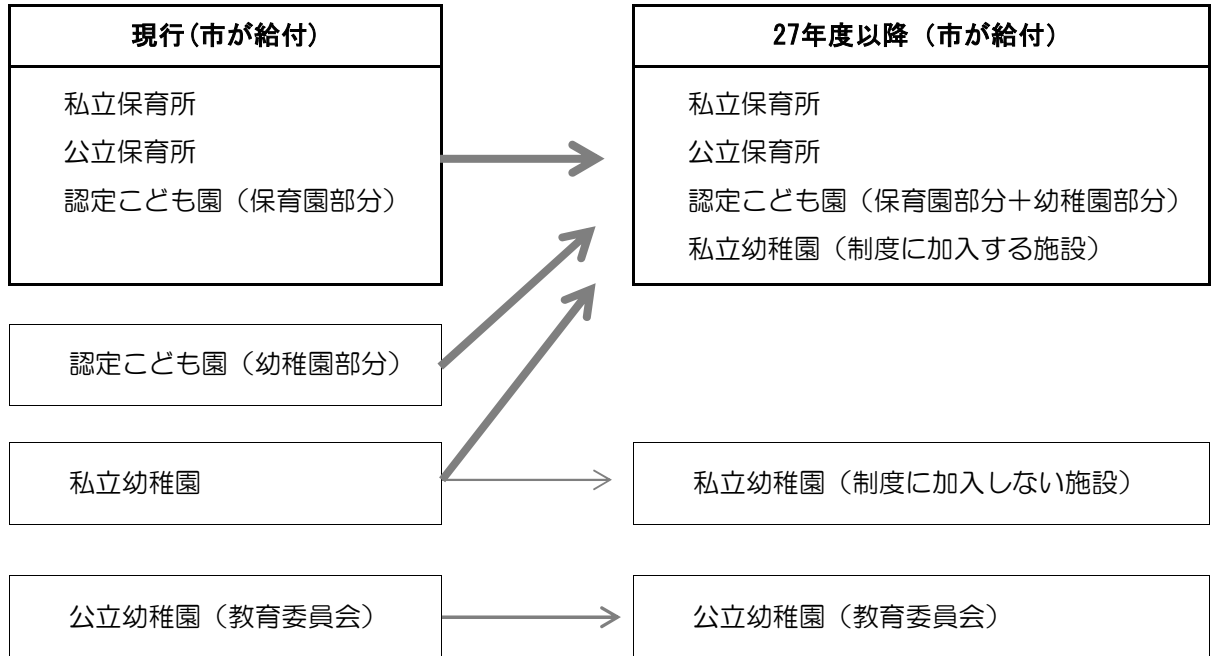
- 1) 新制度の概要について
- 2) 保育料 (案) について
- 3) すこやか子育て支援事業について

【資料 2】－学校教育課分－

- 1) 保育料について
- 2) 通園バスについて
- 3) 預かり保育について

① 新制度の概要説明

【新制度における施設型給付の概要】



【新制度における認定区分】

	区分		教育・保育区分	利用できる施設
	幼稚園部分	1号認定	3歳以上児	教育標準(5時間)
保育園部分	2号認定	3歳以上児	通常保育(11時間)	公立・私立保育所 認定こども園(保育園部分)
			短時間保育(8時間)	
	3号認定	3歳未満児	通常保育(11時間)	
			短時間保育(8時間)	

※1号～3号の認定については、公立・私立への入所以前の「認定」事務のため、全て市が認定します。

② 27年度以降の市保育料（案）について

■ 保育園の通常保育料（現行）

	階層区分の定義	保育料の基準額			
		国	市		
3歳未満児	第1階層	生活保護世帯	0	0	
	第2階層	市民税 非課税世帯	9,000	7,000	
	第3階層	市民税 課税世帯	19,500	15,000	
	第4階層	所得税額	40,000円未満	30,000	22,000
	第5階層		103,000円未満	44,500	30,000
	第6階層		413,000円未満	61,000	36,000
	第7階層		734,000円未満	80,000	41,000
	第8階層	734,000円以上	104,000	41,000	

(現行どおり)

■ 保育園の通常保育料(27年度以降)

	階層区分の定義	保育料の基準額			
		国(案)	市(案)		
3歳未満児	第1階層	生活保護世帯	0	0	
	第2階層	非課税世帯	9,000	7,000	
	第3階層	市民税 所得割課税額	48,600円未満	19,500	15,000
	第4階層		97,000円未満	30,000	22,000
	第5階層		169,000円未満	44,500	30,000
	第6階層		301,000円未満	61,000	36,000
	第7階層	397,000円未満	80,000	41,000	
	第8階層	397,000円以上	104,000	41,000	

	階層区分の定義	保育料の基準額			
		国	市		
3歳以上児	第1階層	生活保護世帯	0	0	
	第2階層	市民税 非課税世帯	6,000	5,000	
	第3階層	市民税 課税世帯	16,500	13,000	
	第4階層	所得税額	40,000円未満	27,000	20,000
	第5階層		103,000円未満	41,500	26,000
	第6階層		413,000円未満	58,000	30,000
	第7階層		734,000円未満	77,000	33,000
	第8階層	734,000円以上	101,000	33,000	

(現行どおり)

	階層区分の定義	保育料の基準額			
		国(案)	市(案)		
3歳以上児	第1階層	生活保護世帯	0	0	
	第2階層	非課税世帯	6,000	5,000	
	第3階層	市民税 所得割課税額	48,600円未満	16,500	13,000
	第4階層		97,000円未満	27,000	20,000
	第5階層		169,000円未満	41,500	26,000
	第6階層		301,000円未満	58,000	30,000
	第7階層	397,000円未満	77,000	33,000	
	第8階層	397,000円以上	101,000	33,000	

■ 保育園の短時間保育料(27年度以降)

	階層区分の定義	保育料の基準額			
		国(案)	市(案)		
3歳未満児	第1階層	生活保護世帯	0	0	
	第2階層	非課税世帯	9,000	6,300	
	第3階層	市民税 所得割課税額	48,600円未満	19,300	13,500
	第4階層		97,000円未満	29,600	19,900
	第5階層		169,000円未満	43,900	27,100
	第6階層		301,000円未満	60,100	32,500
	第7階層	397,000円未満	78,800	37,100	
	第8階層	397,000円以上	102,400	37,100	

※短時間保育料の算出方法

1) 保育所へ支払う運営費の割合

$$\frac{\text{短時間保育の運営費}}{\text{通常保育の運営費}} = 90.5\%$$

2) 上記の通常保育の「市の額」に90.5%を乗じて算出。

	階層区分の定義	保育料の基準額			
		国(案)	市(案)		
3歳以上児	第1階層	生活保護世帯	0	0	
	第2階層	非課税世帯	6,000	4,500	
	第3階層	市民税 所得割課税額	48,600円未満	16,300	11,700
	第4階層		97,000円未満	26,600	18,100
	第5階層		169,000円未満	40,900	23,500
	第6階層		301,000円未満	57,100	27,100
	第7階層	397,000円未満	75,800	29,800	
	第8階層	397,000円以上	99,400	29,800	

※幼稚園保育料の算出方法

1) 幼稚園の運営費には、短時間保育の運営費に含まれる給食の補食費（おかず代）が含まれていないため、市の短時間保育の保育料から「市内の幼稚園の補食費」が4,000円程度であり、その額を差し引いて算出。

■ 幼稚園の保育料

	階層区分の定義	保育料の基準額			
		国(案)	市(案)		
3歳以上児	第1階層	生活保護世帯	0	0	
	第2階層	非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	9,100	4,100	
	第3階層	市民税 所得割課税額	77,100円以下	16,100	14,100
	第4階層		211,200円以下	20,500	19,500
	第5階層		211,201円以上	25,700	23,100

③すこやか子育て支援事業（市単独）について

	現 行 の 軽 減 策		27年度からの軽減策（案）	
第3子目以降	無料	小学4年生までの子から数え、 第3子目以降の保育料を「無料」	無料	小学4年生までの子から数え、 第3子目以降の保育料を「無料」
第2子目のみ			半額	小学4年生までの子から数え、 第2子目の保育料を「半額」

※軽減策については、公立・私立の保育園、認定こども園、幼稚園で実施する。